



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

*26 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 （財政課）..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 児童福祉法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第2第11項関係）
- (2) 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第2第15項関係）
- (3) 道路交通法施行令等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。（別表第2第34項関係）
- (4) 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、同令第20条の2第14項等に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止するとともに、規定の整備を行いました。（別表第3第13項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、（3）の改正規定は、令和5年7月1日から施行します。

条 例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第26号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～10 略 11 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 略 (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）	別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～10 略 11 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) 略 (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）

第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 1件につき 2,400円

備考 略
(3)~(5) 略

12~14の2 略

15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)~(4) 略

(5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

ア 略

イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

職種名	金額(1件につき)
略	
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色 造園 冷凍空気調和機器施工 染色 菓子製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 とび 築炉 コンクリート圧送施工 カーテンウォール施工 バルコニー施工 金属材料試験 貴金属装身具製作 工業包装 園芸装飾 さく井 金属溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 非接触除去加工 金型製作 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 切削工具研削 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て シーケンス制御 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 産業車両整備 鉄道車両両製造・整備 時計修理 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て ニット製品製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 機械木工 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 プリプレス 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 製麺 水産練り製品製造 酒造 枠組壁建築 かわらぶき エーエルシーパネル施工 畳製作 厨房設備施工 型枠施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 自動ドア施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 化学分析 表装 路面標示施工 広告美術仕上げ 義肢・装具製作 舞台機構調整 写真 産業洗浄 商品装飾 展示 フラワー装飾	略

備考 略
ウ 略

第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 1件につき 2,400円

備考 略
(3)~(5) 略

12~14の2 略

15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)~(4) 略

(5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

ア 略

イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

職種名	金額(1件につき)
略	
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色 造園 冷凍空気調和機器施工 染色 陶磁器製造 菓子製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 とび 築炉 コンクリート圧送施工 カーテンウォール施工 バルコニー施工 金属材料試験 貴金属装身具製作 工業包装 園芸装飾 さく井 金属溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金型製作 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 切削工具研削 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 産業車両整備 鉄道車両両製造・整備 時計修理 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て ニット製品製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 機械木工 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 プリプレス 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 製麺 水産練り製品製造 酒造 枠組壁建築 かわらぶき エーエルシーパネル施工 畳製作 厨房設備施工 型枠施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 自動ドア施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 化学分析 表装 路面標示施工 広告美術仕上げ 義肢・装具製作 舞台機構調整 写真 産業洗浄 商品装飾 展示 フラワー装飾	略

備考 略
ウ 略

備考 略
 16～33 略
 34 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
 (1) 運転免許関係事務

手数料の種別(手数料を納めなければならない者)	区分	金額
略		
審査手数料(法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの)		略
略		
講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略
略		略
略		

(2)～(6) 略
 35・36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)
 1～12 略
 13 土木関係事務
 (1)～(8)の5 略
 (8)の6 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この号において「施行令」という。)の施行に関する事務
 ア・イ 略

備考 略
 16～33 略
 34 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
 (1) 運転免許関係事務

手数料の種別(手数料を納めなければならない者)	区分	金額
略		
審査手数料(法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの)		略
略		
講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略
略		略
略		

(2)～(6) 略
 35・36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)
 1～12 略
 13 土木関係事務
 (1)～(8)の5 略
 (8)の6 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この号において「施行令」という。)の施行に関する事務
 ア・イ 略
 ウ 施行令第20条の2第14項又は第38条の

ウ・エ 略
(8)の7～(17) 略
14～20 略

4 第24項に規定する要件に該当する事業
であることについての認定の申請に対す
る審査 1件につき 31,000円
エ・オ 略
(8)の7～(17) 略
14～20 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 第34項第1号の改正規定は、令和5年7月1日
から施行する。